

令和3年第3回定例会議事日程（第2号）

令和3年9月3日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度吉富町一般会計補正予算（第3号））
- 日程第3 議案第40号 令和2年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第41号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第42号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第43号 令和2年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第44号 令和2年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第8 議案第45号 令和2年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第9 報告第5号 令和2年度吉富町健全化判断比率の報告について
- 日程第10 報告第6号 令和2年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第11 報告第7号 令和2年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第12 議案第46号 令和3年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第13 議案第47号 令和3年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第48号 令和3年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第49号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第50号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について
- 日程第17 議案第51号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について

令和3年第3回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和3年9月3日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月3日 10時00分
 応 招 議 員 1番 角畑 正数 7番 梅津 義信
 2番 向野 倍吉 8番 岸本加代子
 3番 中家 章智 9番 横川 清一
 4番 矢岡 匡 10番 是石 利彦
 6番 太田 文則
 不 応 招 議 員 5番 山本 定生
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	地域振興課長	軍神 宏充
教 育 長	江崎 藏	上下水道課長	奥家 照彦
統括課長兼 未来まちづくり課長	守口 英伸	教 務 課 長	小原 弘光
総務財政課長	奥本 仁志	吉富あいあい センター所長	工藤多津子
住 民 課 長	石丸 順子	危機管理室長	友田 哲也
税 務 課 長 会 計 管 理 者	別府 真二	検査会計室長	奥本 恭子
福祉保険課長	岩井 保子	吉富保育園長 吉富幼稚園長	鍛治 淳子
子育て健康課長	石丸 貴之	監 査 委 員	是石 英俊
建 設 課 長	和才 薫		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	鍛治 幸平
書 記	小谷瀬鉄平

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり

議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。また、本日の本会議での質疑、答弁、説明など、発言は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、着座にて行っていただきます。したがって、マイクをうまい具合に調整をお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に太田議員、梅津議員、2名を指名いたします。

日程第2. 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度吉富町一般会計補正予算（第3号））

○議長（是石 利彦君） 日程第2、議案第39号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度吉富町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） おはようございます。それでは御説明をいたします。

議案書1ページをお願いいたします。議案第39号専決処分の承認を求めることについてでございます。

新型コロナウイルスワクチンの集団接種会場であります吉富フォーユー会館のワクチン接種を待つ住民の皆様の暑さ対策及び法人町民税の過年度還付金が発生したことによりまして、緊急に予算措置をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年度吉富町一般会計補正予算を令和3年7月30日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算書（第3号）をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

令和3年度吉富町一般会計補正予算（第3号）、令和3年度吉富町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,481万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっております。よろしくお願ひいたします。また、質問者、答弁者の発言は挙手をし「議長」と発生の後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、2ページ、歳出3ページ、次に4ページ、事項別明細書、総括、歳入、5ページ、同じく総括、歳出、次に歳入、6ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に入ります。歳出7ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 10款4目14節工事請負費のこのフィルムのことなんですけれども、いわゆる劣化すると思うんですけど、それはどのくらいもつものなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 劣化と言いますか、始まるひとつのめどが10年ということ聞いております。10年後にやり直しをしなければいけないとかそういうことではなく、始まるということですか。

以上です。

○議長（是石 利彦君） では歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 歳入、歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度吉富町一般会計補正予算（第3号））は、これを承認することに決しました。

日程第3. 議案第40号 令和2年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第4. 議案第41号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5. 議案第42号 令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6. 議案第43号 令和2年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7. 議案第44号 令和2年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第8. 議案第45号 令和2年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（是石 利彦君） お諮りいたします。日程第3、議案第40号から日程第8、議案第45号までの6議案を一括議案にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第40号令和2年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、議案第45号令和2年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6議案を一括議題にいたします。

代表監査委員に監査の報告を求めます。是石監査委員。マイクをお願いします。

○監査委員（是石 英俊君） 地方自治法第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和2年度吉富町一般会計、特別会計及び水道事業会計、下水道事業会計の決算並びに基金の運用状況を示す書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

1、審査対象、1、令和2年度吉富町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。2、令和2年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。3、令和2年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。4、令和2年度吉富町後期高齢者……。

○議長（是石 利彦君） 監査委員、吉富まちですからお願いいたします。

○監査委員（是石 英俊君） はい、すいません。4番、令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。5番、令和2年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに関係帳簿、証書類。6、令和2年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算並びに関係帳簿、証書類。7、基金の運用状況。

2、審査終了期日、令和3年8月26日。

各会計について、決算書及び出納日計簿、収入簿並びに支出簿により出納書類を照査の上、慎重に審査した結果、決算は計数的に正確であり、財務執行は適正であると認定した。

また、基金の運用状況については、その目的に従って適正かつ効率的に運用され、計数及び証書類、貯金証書ともに合致しており、正確であると認めた。令和3年8月31日。吉富町監査委員矢岡匡、同是石英俊。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ありがとうございます。

次に、決算の概要について、会計管理者に説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（別府 真二君） それでは、町の各会計の令和2年度決算について、お手元の決算の概要により説明いたします。

1ページをお願いします。

この表は、一般会計及び特別会計における決算の総括表です。各会計の歳入決算額の合計は55億4,207万7,036円、合計歳出決算額53億584万5,915円、繰越事業費繰越財源は2,191万7,000円、差引き残高は2億1,431万4,121円です。

2ページをお願いします。令和2年度一般会計決算の概要について説明いたします。

1、概要、（1）予算額についてです。当初予算額35億8,500万円、補正予算額11億7,565万5,000円、令和元年度からの繰越事業費繰越額は1億4,666万6,000円、予算現額49億732万1,000円です。

（2）決算額についてです。歳入額46億2,053万6,530円、歳出額44億661万9,961円、歳入歳出差引き残額2億1,391万6,569円となり、このうち財政調整基金条例の規定に基づき1億円の決算積立てを行いましたので、令和3年度への繰越額は1億1,391万6,569円となっております。なお、そのうち繰越明許費繰越額が2,191万7,000円が含まれております。

次に、2、歳入、（1）歳入の決算額についてです。予算現額49億732万1,000円、調定額46億7,144万121円、収入済額46億2,053万6,530円、不納欠損額14万8,600円、収入未済額は5,075万4,991円です。不納欠損額及び収入未済額の

内訳は備考に記載のとおりになります。

次に、（２）歳入決算額の科目別内訳は令和元年度との比較によるものであります。

３ページをお願いいたします。

３、歳出、（１）歳出の決算額についてです。予算現額４９億７３２万１、０００円、歳出済額４４億６６１万９、９６１円、執行率は８９．８０％、不用額１億２、１２２万５、０３９円、繰越明許費３億７、９４７万６、０００円です。

（２）歳出決算額の科目別内訳は次の４ページにわたって記載をしております。なお、備考欄の不用額の内訳は目ごとに１００万円以上の不用額及び繰越明許費について記載をしております。

（３）の歳出決算額の性質別内訳は、令和２年度と令和元年度との比較によるものです。

５ページをお願いいたします。

４、町民の負担状況についてです。歳入総額に対する町民負担の割合は１１．５４％で、令和元年度と比較し、３．０９％減少をしております。

５、町債の現在高についてです。前年度末現在高の合計額は３３億９、０４９万円で、２年度中に新たに普通債で１億９、９７０万円、災害復旧債で９３０万円、減税補填債で４７１万３、０００円、臨時財政対策債では８、０７５万５、０００円の合計２億９、４４６万８、０００円を新たに起債し、合計２億７、２８７万６、０００円を償還したことにより、今年度末現在高の合計額は３４億１、２０８万２、０００円となっております。

次に、６ページをお願いします。

６、町有財産の状況についてであります。土地に関して年度中の増減はございませんでした。今年度末は３４万６、００４平方メートルであります。建物も同様に年度中の増減はなく、３万１、１３５平方メートルです。車両については防犯巡回用車両１台配備したことにより、今年度末は２９台となっております。

次に、一般会計に属する基金は、年度中に１億６、３４５万５、０００円増加し、本年度末の基金合計は２４億７、７３０万２、０００円となっております。年度中の積立基金は財政調整基金では１億６、０００万円、公共下水道事業費基金に１億４、５００万円、ふるさと吉富まちづくり応援基金が１、７５０万円、収入印紙購買基金の新規積立てに８６万９、７００円、そのほかでは利息積立てが合計で６９万９、３８９円ございました。また、取り崩しを行った基金は公共下水道事業基金が１億５、５００万円、人材育成基金が５００万５、０１６円、収入印紙購買基金が６１万９、５００円でした。備考欄には各基金の令和３年３月３１日現在高を記載しております。

次に、権利についてです。年度中に増減はなく、本年度末は３億７、２６８万５、０００円になります。債権の増減はございませんでした。

７、一部事務組合財産の状況についてです。土地建物に関する増減はなく、組合債残高の令和

元年度との比較は環境衛生事務組合を除きそれぞれの状況について御報告いたします。

中学校組合では747万9,000円を償還後、残高1億9,294万円、清掃施設組合は9,892万5,000円が減少し、残高1億2,557万8,000円の残高となっております。

京築広域圏市町村圏事務組合は8,042万9,000円を償還し、残高3億7,986万8,000円、京築地区水道企業団の組合債残高では3億5,936万9,000円が減少しております。

7ページ、8ページについては歳入歳出決算の科目別の割合を円グラフで表したものとなっております。

次に、9ページをお願いします。国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

1、概要、(1) 予算額です。当初予算額7億9,545万3,000円、補正予算額1,500万7,000円、予算現額8億1,046万円です。

(2) 決算額についてです。歳入額7億8,310万1,274円、歳出額7億7,182万3,162円、歳入歳出残額1,127万8,112円。なお、このうち保険給付費支払い準備基金として300万円の決算積立てを行い、翌年度の繰越額は827万8,112円となっております。

(3) は最近3か年度の決算額の状況について記載をしております。

次に、2、歳入、(1) 歳入の決算額についてです。予算現額8億1,046万円、調定額8億151万6,003円、収入済額7億8,310万1,274円、不納欠損額3万8,500円、収入未済額1,837万6,229円です。

(2) 歳入決算額の科目別内訳は令和元年度との比較によるものです。

10ページをお願いします。3、歳出、(1) 歳出の決算額についてです。予算現額8億1,046万円、支出済額7億7,182万3,162円、執行率は95.23%、不用額3,863万6,838円で、内訳は備考に記載しているとおりであります。

(2) 歳出決算額の科目別内訳は令和2年度と令和元年度の比較によるものです。

4、被保険者の負担状況についてです。令和2年度の歳入総額に対する被保険者負担の割合は14.22%となっております。

5、基金についてです。保険給付費支払い準備基金は年度中の取り崩しはなく、決算積立て160万円と利息分2万3,752円を積立て、今年度末現在高は1億4,678万7,895円であります。高額療養資金貸付基金は年度中の増減はなく、今年度末現在高は原資額の350万円であります。

6の債権については、特にございませぬ。

次に、11ページをお願いします。奨学金特別会計決算の概要について、御説明いたします。

1、予算額についてです。当初予算額2,493万2,000円、補正予算額54万8,000円、予算現額2,548万円です。

2、決算額についてです。歳入額2,535万5,737円、歳出額1,704万7,520円、歳入歳出差引き残額830万8,217円で、全額が翌年度繰越額となります。

3、歳入の決算額については、科目ごとの予算現額と歳入済額差引き増減を記載しております。

4、歳出の決算額は科目ごとの予算現額と支出済額、不用額を記載しております。

続きまして、5、基金です。奨学基金は年度中の新規積立て1,300万円、基金利息2万8,012円の合計1,302万8,012円により年度末現在高は8,603万9,675円となっております。

12ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

1、予算額です。当初予算額1億1,267万2,000円、補正予算額53万2,000円、予算現額1億1,320万4,000円です。

2、決算額についてです。歳入額1億1,308万3,495円、歳出額1億1,035万5,272円、歳入歳出差引き残額272万8,223円で、この金額は翌年度への繰越額となります。

次に、3、歳入の決算額です。科目ごとの予算現額と収入済額、差引き増減、前年度決算額を記載しております。前年度決算額との比較は643万4,956円の増額であります。

4、歳出の決算額についてです。科目ごとの予算現額と支出済額、不用額、前年度決算額を記載しております。前年度決算額との比較は627万907円の増額であります。

以上で、説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 引き続き水道事業会計、下水道事業会計の決算の概要について、担当課長の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 引き続きまして、令和2年度吉富町水道事業会計決算の概要につきまして御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

1、収益的収入及び支出です。まず、収入につきまして当初予算額1億4,831万5,000円に補正予算額734万9,000円を合わせました予算現額は1億5,566万4,000円です。支出につきましては、同じく当初予算額1億3,646万5,000円に補正予算額114万5,000円を合わせまして予算現額1億3,761万円です。これに対しまして決算額は収入1億5,768万9,122円、支出は1億2,373万9,647円です。収入支出差引残高は3,394万9,475円となっております。

次に、2、資本的収入及び支出です。収入につきましては、当初予算額8,340万円に補正予算額2,750万円の減額と地方公営企業法第26条の規定による繰越額250万円を合わせまして、予算現額は5,840万円です。支出につきましては当初予算額1億2,451万8,000円に補正予算額2,403万円の減額と地方公営企業法第26条の規定による繰越額254万1,000円を合わせまして、予算現額1億302万9,000円となっております。

これに対しまして決算額は収入4,380万1,000円、支出は9,195万7,475円で、収入支出差引残高はマイナスの4,815万6,475円となっております。この資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,815万6,475円は、過年度損益勘定留保資金4,470万8,842円と当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調定額344万7,663円で補填をいたしております。

続きまして、3、契約の要旨でございます。令和2年度における契約のうち、代表的なものを掲載しております。

4、業務についてであります。年度末給水人口のほか記載の項目につきまして、令和2年度と令和元年度を比較して掲載してございます。年度末給水人口は令和元年度に比べ74人も減となっております。

3行目、年間配水量は6,517立方メートルの減であり、5行目、年間給水量は6,411立方メートルの増となっております。年間配水量は昨年度より減り、一方年間給水量は増えております。これは、令和元年度に発生いたしました本管の漏水が関係しているためであります。令和2年度は大きな漏水は発生せずに済みましたので、一番下の行、有収率につきましても令和元年度92.93%であったのが令和2年度は94.87%と1.94%上昇しております。今後も日々の配水量管理におきましては入念な監視を行い、漏水防止に努め、有収率の維持及びさらなる向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。企業債につきましては、第3配水池築造工事と、下水道工事に伴う本管布設替え工事分が主なものであり、前年度末残高5億7,373万4,979円に、本年度借入高1,660万円を加えまして本年度償還高2,683万2,525円を差引きまして本年度末残高は5億6,350万2,454円となっております。一時借入金はありません。

6、令和2年度水道事業会計固定資産明細でございます。固定資産の年度当初現在高は21億5,851万4,066円で、当年度増加額は5,920万4,500円、当年度減少額は1,083万5,491円、差引きいたしました年度末現在高は22億688万3,075円です。

最後に、当年度減価償却増加額は3,382万1,137円、当年度減価償却減少額は999万2,187円で、減価償却累計額総計は8億4,090万1,435円となっております。年度末償却

未済額は13億6,598万1,640円であります。

以上で、令和2年度吉富町水道事業会計決算の概要についての御説明を終わります。

続きまして、14ページをお願いいたします。

令和2年度吉富町下水道事業会計決算の概要につきましてでございます。

1、収益的収入及び支出です。収入につきましては、当初予算額は2億9,087万9,000円で、補正予算額はマイナスの1,741万5,000円、予算現額は2億7,346万4,000円です。支出につきましては当初予算額2億7,304万9,000円に、補正予算額マイナスの1,258万3,000円、予算現額は2億6,046万6,000円です。これに対しまして決算額は収入2億7,846万6,402円、支出は2億5,555万2,964円で、収入支出差引残高は2,291万3,438円となっております。

次に、2、資本的収入及び支出です。収入につきましては、当初予算額2億9,720万8,000円に補正予算額680万8,000円と地方公営企業法第26条の規定による繰越額1,110万円を合わせまして予算現額3億1,511万6,000円です。支出につきましても当初予算額3億9,967万2,000円に補正予算額マイナス788万円と地方公営企業法第26条の規定による繰越額1,170万円を合わせまして予算現額4億349万2,000円となっております。

これに対し、決算額は収入2億7,461万1,800円、支出は3億6,372万8,350円で収入支出差引残高はマイナスの8,911万6,550円となっております。この資本的収支額が資本的支出額に不足する額8,911万6,550円は過年度損益勘定留保資金902万7,562円と当年度損益勘定留保資金6,612万5,804円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調定額1,396万3,184円で補填をいたしております。

続きまして、3、契約の要旨でございます。水道事業同様に令和2年度における契約の中から抜粋して掲載をしております。

4、業務についてであります。行政区域内人口のほか記載の項目につきまして令和2年度と令和元年度を比較したものでございます。行政区域内人口は令和元年度に比べ26人の減となっております。処理区域内人口は4,010人、下水道事業区域の拡張に伴う140人の増、水洗化人口は2,130人、下水道供用開始区域の拡張に伴いまして190人の増、年度末処理戸数も964戸と94戸の増となっており、普及率は令和2年度59.69%となりまして2.31%の増、有収水量も下水道使用者の増加に伴いまして対前年水量より2万848立方メートル増の23万7,762立方メートルとなっております。下水道事業は着実に使用区域を広げ、使用者を増やし、普及率を伸ばしているところでございます。設備投資をするからには多くの皆さんに使用していただきたいと思っております。今後も引き続き下水道接続者の増加推進に努めてまいります。

と思います。

次に、5、企業債及び一時借入金の内容です。企業債につきましては、前年度末残高26億7,739万7,801円に、今年度借入高1億8,940万円加え、本年度償還高9,972万1,528円を差引きまして、本年度末残高は27億6,707万6,273円となっております。一時借入金はございません。

6、令和2年度下水道事業会計固定資産の明細でございます。固定資産の年度当初現在高は52億1,592万7,794円で、当年度増加額は2億6,824万3,786円、当年度減少額は2,632万3,110円、差引きました年度末現在高は54億5,784万8,470円です。

最後に、当年度減価償却増加額は1億5,213万8,618円、当年度減価償却減少額は1万870円、減価償却累計額合計は3億101万6,877円となっており、年度末償却未済高は51億5,683万1,593円となっております。

以上で、令和2年度吉富町下水道事業会計決算の概要についての説明を終わります。

○議長（是石 利彦君） 決算の概要説明が終わりました。

引き続き、議案第40号令和2年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号令和2年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日は決算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号令和2年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、本日は決算書の内容について執行部からの説明を受けることにとどめ、質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

それでは、決算書の一般会計歳入歳出決算事項別明細書1ページから順を追って説明を求めます。

1ページ。会計管理者。税務課長、失礼しました。

○会計管理者（別府 真二君） それでは1ページ及び2ページにわたり1款町税について説明いたします。

町税額は前年度より3,445万1,947円の増加で、8億5,222万4,938円です。税別内訳では、1項町民税は1,017万5,778円の減額、1目個人町民税は296万9,322円の増額、2目法人町民税は1,314万5,100円の減額、2項固定資産税は3,414万4,600円の増額、3項軽自動車税が68万3,000円の増額、4項たばこ税が980万125円の増額です。

収入済額は前年度より3,648万9,084円増加の8億695万1,428円です。不納欠損額は14万8,600円で前年度より117万9,087円の減となっております。固定資産税における4件がその対象でありまして、相続放棄に伴う相続人不存在の案件2件、法人倒産による所有者不明の案件2件でありました。滞納者は184人で前年度より16人減少しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） では、もう一度。決算書の一般会計歳入歳出決算、事項別明細書1ページ、税務課長の説明が終わりました。

では、引き続き1ページ、2ページ、3ページ、4ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 4ページ一番上の3項森林環境譲与税53万円についてです。

これは、令和元年度より施行された森林環境譲与税です。これを活用してこどもの森に巣箱4台、クラック3台、テーブル2台を設置いたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 4ページありませんか。5ページ。6ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 6ページです。9款1項1目地方交付税で予算額11億9,254万7,000円に対し調定額、収入済額ともに12億1,048万7,000円でございます。内訳としましては、1節普通交付税が予算額、調定額、収入済額全て11億2,019万4,000円、2節特別交付税が予算額7,235万3,000円に対し調定額、収入済額がともに9,029万3,000円でございます。普通交付税につきましては対前年度比で約4.4%の増となっており、特別交付税は1.5%の増となっております。特別交付税は3月下旬に金額が確定するため、予算額と収入済額に差が生じたものでございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 7ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 11款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金1節児童福祉費負担金でございます。調定額2,825万5,760円に対しまして収入未済額は170万6,110円となっております。その内訳ですけれども、調定額のうち現年調定分が1,996万4,010円に対しまして収納額が1,983万8,620円で収納率は99.37%、滞納者は2名でございます。

また調定額のうち、滞納繰越分の調定額は167万7,220円に対しまして収納額が16万8,000円で収納率は10.03%、滞納者は10名でございます。

放課後児童クラブの調定額654万9,730円に対しまして収入未済額が7万1,500円となっております。その内訳ですけれども、調定額のうち現年分調定額が653万3,230円に対しまして収納額が646万1,730円で、収納率は98.11%、滞納者は2名でございます。

調定額のうち滞納繰越分の調定額は1万6,500円に対しまして収納額が1万6,500円で収納率は100%でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 8ページ。住民課長、失礼しました。

○住民課長（石丸 順子君） 11款1項3目総務費負担金2節築上東部乗り合いタクシー事務費負担金です。予算額3万3,000円のところ調定額、収入済額ともにゼロ円でございます。この負担金は上毛町と共同運行している築上東部乗り合いタクシーの運行について、本町が地域公共交通会議を主催し、上毛町からその費用の7割を負担金として受け入れるものです。令和2年度は会議を開催する案件がなかったため支出がなく、負担金収入もございませんでした。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 8ページよろしいですか。9ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 12款1項1目2節住宅使用料でございます。調定額2,890万2,871円に対しまして収入未済額337万5,471円でございます。内訳は現年度分が調定額2,550万9,200円に対しまして収納額2,533万5,500円で収納率が99.32%、滞納者は6名でございます。滞納繰越分は調定額339万3,671円に対しまして収納額が19万1,900円で収納率5.65%、滞納者は9名でございます。

5節住宅共益費でございます。調定額277万9,300円に対しまして収入未済額が31万2,900円でございます。内訳は現年度分が調定額250万1,900円に対しまして収納額が245万1,400円で収納率97.98%、滞納者は7名でございます。滞納繰越分は調定額27万7,400円に対しまして収納額が1万5,000円で収納率5.41%、滞納者は5名でございます。

6節駐車場使用料でございます。このうち町営住宅駐車場使用料といたしまして調定額141万9,900円に対しまして収入未済額23万5,600円でございます。内訳は現年分が調定額143万4,900円に対しまして収納額140万9,900円で収納率98.26%、滞納者は4名でございます。滞納繰越分は調定額22万600円に対しまして収納額が1万円で、収納率4.53%、滞納者は5名でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 10ページ、11ページ、12ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 13款1項1目3節障害者福祉費負担金でございます。予算額9,680万6,000円に対しまして調定、収入済額ともに1億67万9,876円でございます。主な理由といたしましては、真ん中の障害児入所給付費及び入所医療費等負担金で所要見込み額の減額による変更申請をし、3月の補正で減額補正を行いました。当初の事前協議での決

定額が交付されたことによるものでございます。予算額2,086万5,000円に対しまして2,473万7,326円が交付されております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 12ページ、13款1項2目衛生費負担金1節保健衛生費負担金でございます。予算額2,636万7,000円に対しまして調定額、収入済額ともに51万2,246円となっております。この差額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金補助率10分の10の2,588万円が全額繰越事業となっている関係でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 13ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 13款2項1目5節子育て世帯臨時特別給付金でございます。コロナによる国の事業でございまして、対象者は令和2年4月の児童手当受給者で児童1人当たり1万円の給付となっております。これに伴う事務費については電算のシステム改修費等がこの補助対象となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 14ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 14ページ、7節保育対策総合支援事業費補助金でございます。町立及び町内認可保育所に最大50万円のコロナ対策費を支給するものです。

同じく14ページ13款2項2目2節の失業予防対策事業費補助金でございます。新型コロナウイルス、これにつきましては予算額3,219万5,000円に対しまして調定額500万1,000円でございます。これにつきましては、これも先ほど同様、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金10分の10が2,713万3,000円繰越事業となっている関係でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 3目土木費補助金1節の社会資本整備総合交付金です。一番上にあります定住化促進分187万4,000円につきましては、定住化事業の申請額402万2,000円、交付率の45%を乗じた189万円から過年度分調整額の1万6,000円を差し引いた金額でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 同じく1節社会資本整備総合交付金でございます。予算額5,515万

7,000円に対しまして調定額、収入済額ともに4,520万4,000円と差額が995万3,000円出ております。この内容についてでございます。備考欄の上から2番目、社会資本整備総合交付金町営住宅分1,715万5,000円ございますが、こちらは幸子団地の改修事業に伴う国庫補助金でございますが、この改修事業につきましては前金払い以外につきましては令和3年度に繰り越しをしたためその差額分約500万円が繰り越しとなっております。さらにもう2つ下ですが、社会資本整備総合交付金、狹隘道路整備分、こちらがゼロ円となっております。こちらは小犬丸玄光院線の道路改良工事につきまして用地買収が少し時間がかかった関係上、令和3年度全額繰り越した関係で、その分、合わせまして差額が出ております。

その下、社会資本整備総合交付金（道路整備分）というものがゼロ円となっておりますが、こちらは国のメニュー替えによりまして、次のページになりますが、15ページの上から2番目の道路更新防災対策事業費補助金のほうへ移行したためゼロ円ということになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 同じく1節社会資本整備総合交付金で福祉保険課分といたしまして、上から3番目、社会資本整備総合交付金家賃低廉化事業分2,399万3,000円でございます。こちらにつきましては山王団地17戸、別府団地35戸分でございます。補助率は50%となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 15ページ。教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 4目教育費補助金1節教育費補助金、予算額2,544万7,000円に対して調定額、収入額ともに1,717万3,000円で差額827万4,000円について説明します。備考欄3番目の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金はGIGAスクール構想の小学校校内LAN整備事業に対する国庫補助金で、繰越事業であります。補助対象工事費を2,200万円の2分の1の1,100万円と事業費分11万円を予算計上しておりましたが、補助対象工事費が最終的に561万円と大幅に減少したため、国庫補助金決定額が827万7,000円減の283万3,000円となったためであります。

次に、その下、公立学校情報機器整備事業補助金です。これがGIGAスクール構想のモバイルルーター購入費111万2,000円とタブレットパソコン購入費3,476万円に対する国庫補助金で、予算額と同額の1,270万5,000円でありました。

その下、学校保険特別対策費事業費補助金です。小学校がコロナ対策として購入した空気清浄機などの購入費、合計363万7,150円に対する国庫補助金で、予算額より4,000円増の159万4,000円でありました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（和才 薫君） すいません、その上の2節道路更新防災対策事業費補助金でございます。先ほど少し触れましたが、こちら予算額4,786万9,000円に対しまして調定額、収入額が283万9,000円、差額4,503万円の差額でございます。この内容につきましては、この事業につきましては佐井川橋の補修事業に係る経費でございまして、令和2年度に入札が2回不調になった後、業者が決定するというので、入札に時間がかかったこと、そして橋脚の上部の製作に時間がかかったこと、そして春先の出水期にかかってしまうということで、これは事業を令和3年度に繰り越しを行っています。ですので、大半が令和3年度に繰り越された結果、その差額ができていくということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 5目総務費補助金2節地方創生推進交付金でございます。これにつきましては交流マルシェ、創業スクール、チャレンジショップなどの委託料にまちづくり会社運営支援と空き家店舗活用事業助成金を加えた2,245万5,980円に交付率の50%を乗じた金額でございます。なお、予算額と収入済み額の差額につきましては令和3年度へ空き家店舗活用事業を繰り越しておりますので、この未収入特定財源となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 15ページいいですか。16ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 中ほどです。6目農林水産業費補助金1節水産基盤整備費事業費補助金でございます。予算額8,230万円に対し、調定額、収入額ともに5,325万円、差額2,905万円が出ております。この差額の内容ですが、こちらの事業につきましては漁港関連の事業費のうち漁港の泊地区内浚渫工事、こちらがその前に工事を行ってございました単独航路の浚渫工事、さらに災害復旧による単独航路の浚渫工事が入ってきたため、工期が延伸し、小祝のノリの漁業者の要望による延期、これに伴いまして繰り越した金額でございます。

続いて、その2つ下でございます。3節災害復旧事業費補助金1,879万8,000円、こちらにつきましては令和2年度の7月豪雨災害により埋塞いたしました単独航路の浚渫工事行ったものでございます。補助率は0.667ということでございました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 16ページよろしいですか。

ここで暫時休憩いたします。再開は5分後、11時5分ですね。5分といたします。

午前11時01分休憩

.....
午前11時06分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

引き続き16ページ、よろしいですか。17ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 17ページ、一番上のプレミアム付き商品券事業補助金124万5,300円です。これは、令和元年度の消費税引上げに伴う住民税非課税者、子育て世帯への影響を緩和するための国庫補助事業の繰越事業です。使用された商品券のプレミアム分の2割相当額でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 18ページ、19ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） すみません。ページを間違えました。失礼いたしました。

○議長（是石 利彦君） 19ページ、20ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 20ページの2節児童福祉費補助金の上から7番目、福岡県結婚新生活支援事業費補助金でございます。

これにつきましては、福岡県の新婚生活支援事業費補助金交付要綱に基づいた補助金でございます。その要件は世帯所得が340万円未満、夫婦ともに34歳以下、県の要項が制定された令和2年1月1日以降に入籍された新婚世帯に限るという条件が付されております。このため、令和2年度の町への申請世帯は18世帯ありましたが、そのうち県の条件に9世帯が該当し、その対象金額が95万1,450円、この50%が県補助金となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 21ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 21ページ、8節新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金でございます。これにつきましても、町立及び町内認可保育所に最大50万円のコロナ対策費を支給するものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 22ページ、23ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 14款3項1目4節選挙費委託金で、予算額492万7,000円に対し、調停額、収入済額ともに124万9,249円でございます。

これは、令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙において、令和2年度に要した費用として福岡県から交付されたものでありますが、予算としては、年度をまたいで必要な額全額を予算措置しておりましたので、そのうちの令和3年度執行分として334万5,000円について繰り越しをしたため、予算額と収入金額に差額が生じたものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 24ページ、25ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 25ページです。16款1項寄附金1目1節一般寄附金で、予算額1,000円に対し、調停額、収入済額いずれも12万円でございます。これは、2件2名の方から頂いた寄附でございます。

同じく、2目1節ふるさと吉富まちづくり応援寄附金で、予算額3,000万円に対し、調定額、収入済額ともに3,042万3,000円でございます。令和2年7月から、ふるさと納税に対する返礼品を開始したことによりまして、前年度の266万2,000円から大幅に増加しております。このうち、ふるさと納税専用サイトでありますさとふるを経由した寄附が1,354件、1,529万3,000円、企業版ふるさと納税が1,000万円、町への直接の申出による寄附が、2名から計513万円となっております。

なお、この2名のうち、1名の方からは500万円の寄附を頂いております。この方からは令和元年度にも200万円、そして今年度もまた300万円の御寄附を、まちづくりにぜひお役立っていただきたいということでお申出を頂いたところです。大変ありがたく、その御行為に感謝し、大切に活用させていただきたいと考えております。

また、企業版ふるさと納税は、1社から、町が現在進めておりますかわまちづくり事業に関わる地域教育事業に活用していただきたいとの申出を頂き、寄附を頂いたところでございます。

ふるさと納税につきましては、今後も返礼品をより充実させ、また、さとふる以外のふるさと納税専用サイトも活用しながら、幅広く募集を募り、寄附額の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 26ページ、27ページ、28ページ、29ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 下のほうです。2目土木債についてです。1節公共事業等債です。この起債につきましては、国庫補助事業の補助裏の単費に90%を充当する起債でございます。

まず、右の備考のところで、公共事業等債（社交金道路整備分）0円となっておりますが、これは、先ほど説明をいたしました狹隘道路小犬丸玄光院線の繰越しに伴い、令和3年度に380万円繰り越した関係で0円となっております。

その下、公共事業等債（道路更新防災対策事業）こちらも先ほど説明をいたしました佐井川橋補修事業に係る繰越し分でございます。今年度の190万円につきましては、設計費及び補償費についての支払いについての補助裏の190万円、残りの3,100万円が令和3年度に繰り越して活用するというところで差額が出ております。

続きまして、その下、2節公共住宅建設事業債、こちらにつきましては、現在整備を行ってお

ります幸子団地の改善等改修工事事業に伴うものでございまして、こちらも同様に令和3年度に繰越しをして事業を行った関係で、予算額と収入済額に5,710万円の差額が出ているものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 29ページ、福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 29ページ、上のほうになります。19款3項1目5節の雑入のうち、下から2番目、長寿社会づくりソフト事業費240万円でございます。これにつきましては、市町村が高齢社会対策大綱の実現に資するために行う事業に対し、公益財団法人地域社会振興財団が交付金を交付するもので、地域福祉計画及び高齢者福祉計画の合併事業に交付を受けたものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 30ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 30ページ、一番上でございます。3節地方道路等整備事業債470万円でございます。こちらは、県のけやき通り県道山内吉富線の景観整備事業の町負担分に係る起債で充当率90%のものです。県の事業費については2,100万円、そのうち4分の1が町負担となっております。

続きまして、3目農林水産債1節公共事業等債、予算額7,400万円、調停額、収入額ともに4,780万円、差額が2,620万円出ております。こちらにつきましては、先ほどと同様、漁港の泊地の浚渫工事を令和3年度に繰り越した関係でその差額が出ております。

続きまして、一番下でございます。5目教育福祉施設等整備事業債1節社会福祉施設整備事業債、こちらにつきましては、こどもの森空調設備更新及び内部改修工事及び工事管理業務に対する起債でございます。

この上にあります1節につきましては、全体の事業費から、後ほど説明をいたします下にあります起債を差し引いた分、起債を2種類上げておまして、その差し引いた分の起債額でございます。

その下の2節の施設整備事業（一般財源化分債）につきましては、工事の内容のうち、管理費を除いた工事費に係るものについて起債した金額でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（友田 哲也君） 30ページ、真ん中辺を御覧ください。

4目緊急防災・減災事業債でございます。この中、予算現額1億8,920万円の中ですが、そのうち当初予算額のところを御覧ください。1億7,320万円、この分が防災分の

起債になっております。

内容としましては、防災行政無線戸別受信機デジタル化更新工事となっております。調定額、収入済額を御覧ください。1億110万円、このうちの8,600万円がその工事分になっております。この分に関しては、令和2年度に実施した事業分ということで、100%起債いただけるということでさせていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 30ページよろしいですか。31ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 6目一般補助施設整備等事業債の地方創生交付金事業でございます。この調停額ゼロにつきましては、令和3年度への空き家店舗活用事業を繰り越しておりますので、その未収入特定財源となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 8目1節減収補填債で、予算額1,372万8,000円に対し、調停額、収入済額いずれも471万3,000円でございます。

減収補填債は、特定の税目について、交付税の算定において見込んだ額よりも実際の収入が少なかった場合に、歳入不足を補うために借入れが可能な起債でございます。通常であれば借入金額分は翌年度以降の交付税の算定において減額をされて精算をされるという仕組みになっておりますが、令和2年度に限り、コロナ対策として対象となる税目が広がり、かつ借入金額分も翌年度以降で減額をされないということで、いわゆる実質的には交付金のような形で借入れをすることができることとなりました。そのため、対象となる金額全てを借入れすることといたしました。そのため、対象となる金額全てを借入れすることといたしましたが、予算措置の段階で金額が確定しておらず、借入れは予算の範囲内ではできませんので、全額が借入れ可能となるよう十分な余裕を見て予算措置をしたため、収入済額が予算額よりも減額となったものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 32ページ、33ページ歳出、34ページ。未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 2款総務費1項総務管理費1目一般管理費で、合計3万2,000円の予算流用と予備費充用をいたしております。備考欄に記載しておりますが、財産管理費へ流用3万8,000円、これは財産管理費の需用費が不足いたしましたので、2月2日付で3万8,000を流用いたしております。

その下の予備費から充用7万円、これは毎年11月に行っている町の表彰者への記念品代、賞状の額縁等の予算が不足いたしましたので、10月21日に6万円、11月2日に1万円を予備費充用いたしております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 35ページ。未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 下の8節報償費で40万円の不用額が出ております。この主なものは、政策推進アドバイザー謝金で、90回分の予算45万円を計上しておりましたが、実績で28回、14万円支出いたしましたので、不用額が出ております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 36ページ、37ページ、38ページ。未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 5目財産管理費で予備費充用、予算流用で合計5万6千300円が出ております。備考欄にございますように、一般管理費からの流用ということで3万8,000円、これは先ほど説明いたしましたとおりでございます。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 引き続き、同じ項目を説明させていただきます。

続いて予備費から充用ということで1万円の充用でございます。これは12節、1番下ですね、役務費の中の自動車損害保険料につきまして、当初予算で見込んでおりました金額に対して、実際の請求額が上回り予算不足が生じたため、不足分について予備費から充用させていただいたものでございます。

同じく、5目財産管理費、新型コロナウイルス感染症対策予備費から5万1千5,000円の充用でございます。これは、40ページのほうになりますけれども、40ページの一番上ですね、15節工事請負費で新型コロナウイルス感染症対策のため、庁舎1階の飛沫防止用カーテンの取付けを緊急に行うために2万7千9,000円、それから18節、その下の備品購入費のうち、役場庁舎内の会議室等にウイルスの抑制が可能な空気清浄機3台を緊急に設置するため2万3千6,000円、合わせて5万1千5,000円を充用したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 39ページ、未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 一番下の工事請負費で1万6千1万9,900円の不用費が出ております。この主なものは、防犯カメラ設置工事で、1万1千8万6,900円の執行残が出ております。防犯カメラ設置工事費は、予算は3万1千9万円を計上で出しておりましたが、当初は全てのカメラ設置箇所ポールを設置するという予定で予算を確保しておりましたが、町が設置した10か所中1か所のポール設置にとどまったことと、あと入札による執行残でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 40ページ、地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 6目委託費8節報償費の定住化奨励金452万5,682円についてです。これにつきましては、町内に住宅を新築、建て替えまたは購入された方に対して、家屋及び土地に課税される固定資産税相当額を奨励金として3年間交付する制度でございます。平成29年から令和元年の取得分が対象となり、70件の申請がございました。予算は75件分で計上しており、不用額はその差額分の50万8,000円となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 41ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 19節負担金補助及び交付金で、予算額823万8,000円に対し、支出済額709万2,800円、不用額114万5,200円となっております。この不用額は、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金についてでございます。全国の市町村が一括して事務を委任しております地方公共団体情報システム機構が、事務に要した経費を人口割で市町村に請求するものでありますが、当初示された見込額よりも実際の事務に要した経費が減少したことから、町の支払額も減少したものでございます。年度末に金額が確定することから、減額補正ができる不用額となったものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 42ページ、43ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 2款1項12目諸費で1万4,000円を予備費から充用しております。これは、非常勤職員公務災害補償保険料12節になりますが、こちらについて当初予算算定時に比べ対象者が増加したことから予算が不足したため充用したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 危機管理室長。

○危機管理室長（友田 哲也君） 43ページ、中ほどを御覧ください。2款1項11目防災無線費の15節工事請負費について御説明いたします。

先ほど、起債のところで申し上げました防災行政無線戸別受信機デジタル化更新工事がここに当たります。この工事は令和2年度と令和3年度の2か年で行う事業になっておりまして、予算額が1億7,320円となっております。

そのうち、令和2年度で機器購入費としまして8,600万円を支出しております。その主な内容としましては、戸別受信機を2,500台、屋外アンテナを700本、受信機に行政区等の設定が必要になりますので、それを設定するための機械などになっております。予算額から支出した金額の差し引いた残額のうち、8,713万4,000円を令和3年度事業に繰越しをさせていただいております。一部不用額が12万9,000円となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 44ページ、45ページ、46ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 15目まち・ひと・しごと創生事業費の13節委託料の一番上にあります交流マルシェ企画運営業務委託料755万5,460円により、駅前と河川敷でマルシェを3回実施しております。

その下の創業者支援スクール企画運営業務委託料289万9,380円により、創業を目指す延べ45名の方に5回の研修を行いました。

その下の地方創生広告作成業務委託料150万円につきましては、87ページの商工総務費の委託料の観光マップ、散策マップ作成業務委託料178万3,500円と合算し、これまで観光パンフレット、散策マップ、移住定住PRパンフレットと3種類に分かれていました冊子の統一化を図り、新たに町のオフィシャルマガジンとして2万部を、手提げ袋を3,000部制作いたしました。

46ページに戻りまして、先ほどの地方創生広告作成業務委託料の2つ下のチャレンジショップ運営業務委託料279万1,140円により、3店舗の新規開店支援と経営指導を行っております。

続いて、19節の負担金補助及び交付金の上から4番目の新婚家庭新生活応援補助金753万1,450円より、少子化対策として新規分18件、更新分60件の助成を行いました。

その下の女子集客のまちづくり、空き家活用事業推進補助金221万円は、まちづくり会社が事業主体となって、現在ホームページやポスターで募集しております空き家を改修し店舗化する事業でしたが、コロナ禍により入居者選考が難航し繰越事業となりました。令和2年度分の事業内容は、土地家屋の取得費、登記手数料、広告費、基本設計料などとなっております。その下の女子集客のまちづくり活性化促進事業推進助成金700万円は、まちづくり会社への運営業務の一部を助成したものでございます。

この19節の不用額の主な要因といたしましては、上から3番目の創業促進事業助成金について、複数の相談がありましたが申請まで至らず、6件分の300万円が不用額となっております。ほかには新婚家庭新生活応援補助金の3件分、約60万円が不用額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） 同じく15目19節負担金補助及び交付金の備考中、一番上の空き家改修事業補助金です。予算額はこの節の予算額3,338万円のうち200万円、決算額は82万9,000円、不用額は117万1,000円です。空き家バンクに登録した家屋の改修工事費用の2分の1を限度額50万円で、また家財処分費用の2分の1を限度額10万円で補助するものです。令和2年度は改修事業2件、家財処分1件に補助をしています。

その下の空き家バンク利用促進補助金です。この補助金の予算額は25万円、決算額は18万6,300円、不用額は6万3,700円です。空き家バンクを介して物件を賃貸または購入された方に対し、仲介手数料の一部を5万円を限度に補助するものです。令和2年度は賃貸1件、売買3件に補助をしております。この改修事業補助金、利用促進事業補助金ともに、令和2年度末までの交付申請が可能であったため、減額補正は行わず、執行残が生じております。

続きまして、16目交通政策費でございます。こちら予備費から1万円を充用いたしております。この充用先は11節の需用費の消耗品費です。令和2年度の機構改革により、9目の交通安全対策費から地域公共交通に関する支出項目がこの16目に移り、交通生活費が新設されましたが、当初予算では11節の需用費の予算がございませんでした。巡回バスの回数券を令和2年8月から販売を開始するため、回数券を作成するために改ざん防止用紙を購入する必要があり、7月に1万円を予備費から充用させていただいたものです。

なお、需用費の予算額4万4,000円は予備費充用の1万円に加え、9月補正で1万4,000円、12月補正で2万円を予算計上したものです。

続いて、その下の13節委託料です。こちらは執行残が多くなっております。予算額1,041万円、決算額は842万4,372円、不用額は198万5,628円です。備考に記載しております3つの地域公共交通、47ページにもまたがっておりますが、この運行経費総額を予算計上しておりますが、委託料の支払いの際は運行経費から運賃収入分を差し引いた額を支払うため、その分執行残が生じております。執行残の内訳は、築上東部乗合タクシー運行委託料で71万6,146円、町内巡回バス運行委託料で40万8,865円、コミュニティバス豊前・中津線運行委託料で86万617円でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 47ページ、ほかにありませんか。48ページ。未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 18目ふるさと吉富まちづくり応援事業費の18節備品購入費です。予算額11万円に対しまして、執行額ゼロ、全額不用となっております。これは、ふるさと納税事務のためパソコンを購入する予定で予算計上いたしておりましたが、既に保有するパソコンで対応できることが可能となりましたので購入しなかったため、執行残ということになっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 49ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 20目出産育児応援特別給付金事業費でございます。19節負担金及び補助金で出産育児応援特別給付金410万円を支出しております。

これは、町独自の事業として、子育てに奮闘中の保護者の方に吉富町出産育児応援特別給付金

として支出となっております。令和2年4月28日から令和3年4月1日までに出生されたお子様に対して、1人当たり10万円の支給となっております。これは臨時特別給付金の対象外の新生児が対象となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 50ページ、税務課長。

○税務課長（別府 真二君） 1目税務総務費23節償還金利子及び割引料において、予備費から278万5,000円を充用しております。

これにつきましては、法人住民税の確定申告に伴いまして、予定申告納税されておりました法人税割額が確定申告に伴いまして、返還、還付が生じたので、予備費を充用し、返還の手続を行っています。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 51ページ、52ページ、53ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 2款4項3目県知事選挙費で予算額493万5,000円に対して、支出済額124万9,249円となっております。先ほど申しましたが、令和3年4月11日執行の県知事選挙の経費であります。年度をまたぐ選挙となったことから、令和2年度に選挙執行に係る全額を予算措置しておりましたので、そのうち令和3年度分の経費として363万8,000円を翌年度に繰り越したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 54ページ、55ページ、56ページ。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 3款1項1目社会福祉総務費で老人福祉費へ2万5,000円の流用をしております。これは、59ページのほうになりますが、老人福祉費の2節給料について予算不足が生じたことから不足分を流用したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 57ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 3款1項1目20節扶助費でございます。予算額1億9,884万9,000円に対しまして、支出済額1億8,574万378円、不用額が1,310万8,622円生じております。主な理由といたしましては、高額な支出を伴う補装具費や障害者、医療事業費において支出が少なかったこと、地域生活支援事業費の一部と軽度・中等度難聴児補聴器購入費、エアコン購入費等助成事業費において執行がなかったことによるものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 57ページ、58ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 28節繰出金でございます。国民健康保険特別会計への繰出金

で、下から2番目の一般会計分187万8,500円につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う18歳以下の国民健康保険被保険者の均等割額の減免に対する繰出金でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 59ページ、総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 3目老人福祉費で予備費から3万9,000円を充用しております。これは3節職員手当等の職員の時間外勤務手当に予算不足を生じたことから、不足分を予備費から充用したものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 60ページ、61ページ、62ページ、63ページ、64ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 8目老人福祉センター費でございます。1目社会福祉総務費と3目老人福祉費から計16万8,000円を流用いたしております。これは、包括支援センターが住民福祉センターひだまりに移転したことに伴って、事務所で使用する11節需用費の光熱水費が不足したためでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 65ページ、66ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 3款2項1目13節委託料でございます。予算額2億2,875万円に対しまして、支出済額2億2,327万9,130円、547万870円の不用額となっております。主な理由といたしましては、保育料の保育園委託料につきまして、近年の傾向から公定価格の増額がずっとあっておりましたが、令和2年度につきましては、公定価格が減額となったため保育園に払う委託料の減額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 67ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 同じく19節負担金補助及び交付金でございます。上から3番目、保育対策総合支援事業費補助金100万円と、一つ飛ばして、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業費補助金、先ほど歳入でも説明しましたが、この分は町内の私立保育園2園に対する各50万円の補助金となっております。

中ほどの私立等保育園・放課後児童クラブ職員応援給付金につきましては、これも町独自の事業といたしまして、町内にある保育所、学童等に勤務する保育士や学童支援に対する緊急の給付金でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 68ページ、69ページ、70ページ、71ページ。吉富保育園園長。

○吉富保育園長吉富幼稚園長（鍛治 淳子君） 3款2項5目幼保一体化施設こどもの森費としまして、13節委託料について、備考欄にあります4行目のPCB分析調査委託料20万9,000円について御説明いたします。

PCBといいますものは、ポリ塩化ビフェニルという有害物質に指定されているものであります。高圧電気機器使用により発生するPCB濃度について分析調査を依頼した事業でございます。一つ飛ばしまして、給食提供業務委託料について105万5,340円について説明いたします。

これは、先ほど課長のほうから、建設課長のほうからも御説明がありましたこどもの森空調設備に伴い、給食調理室が使用できなくなったことにより給食提供業務を委託した事業になります。以上です。

○議長（是石 利彦君） ただいま役職をちょっと足らずに、吉富幼稚園園長（「保育園」と呼ぶ者あり）保育園園長ですね、（「保育園長」と呼ぶ者あり）保育園長、失礼しました。吉富保育（「吉富いらない」と呼ぶ者あり）いらない、保育園長です。

69ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 4目放課児童対策事業費13節委託料でございます。予算額300万に対しまして、支出済額144万8,000円、不用額が155万2,000円となっております。この理由といたしましては、豊前市にありますひまわり学童保育の障害児学童保育の利用者が2名でしたが、令和2年度におきまして1名となった分の減となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 70ページ、71ページ、72ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 4款1項1目保健衛生総務費で予備費から2万3,000円の充用を行っております。これにつきましては、職員手当等の中の期末手当で会計年度任用職員の予算が不足したため、予備費のほうから3節へ2万3,000円の充用となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 73ページ、74ページ、75ページ、76ページ、77ページ、78ページ。子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 78ページです。新型コロナウイルスの関係で150万円の充用を行っております。これにつきましては、マスク購入、年度当初のコロナによるマスク配布のときのマスク代を予備費のほうから充用しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 79ページ、80ページ、81ページ、82ページ、83ページ、84ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 3目農業振興費19節負担金補助及び交付金の上から6番目の農業振興事業費補助金748万6,000円より、9名の農業者に地域振興作物の苗代と資材費助成129万5,000円と、県事業のスマート農業機械購入助成1件分の619万1,000円を支出しております。

以上です。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 議長、すみません。先ほどコロナのマスク購入ということで御説明申し上げましたが、150万円を予備費から充用というふうに御説明いたしましたが、78ページです、すみません。74ページ、2目の予防費の需用費の中でコロナ感染拡大防止対策に係るマスク購入として充用いたしております。すみません、失礼いたしました。

○議長（是石 利彦君） 訂正されました。

84ページ、85ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 上から3番目で5目農地費の13節委託料でございます。こちらで44万円の繰越明許費が計上されております。これは、備考欄にあります下のため池劣化調査業務委託料としまして、国の補正予算としまして100%補助で劣化の調査の予算を頂いておりましたが、そのまま令和3年度へ繰越しをいたしましたものでございます。今年度に鈴熊池と舁池の調査を予定しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 86ページ、建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 中ほどです。3目漁港管理費11節需用費に83万4,665円の不用額が出ております。この不用額につきましては、大半が備考欄の一番下、修繕料5万5,000円に係るものです。予算額100万円を予定しておりましたが、漁港内の大きな修繕がありませんでしたので、その不用額となっております。

続きまして、その2つ下、15節工事請負費でございます。こちらでも5,935万5,000円の繰越明許を頂いております。こちらは、先ほど来説明をしております漁港内の泊地の浚渫工事を令和3年度へ繰り越したのとなっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 87ページ。地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 1目商工総務費13節委託料の上から3番目の山国橋ライトアップ設備設計業務委託料911万3,000円についてです。

本事業は地域のにぎわい創出を目的とした国土交通省の山国川沿線サイクリングロード整備事業と相乗効果をなすものとして計画され、ライトアップの照射実験、設備詳細設計、行動調査等を行い、イメージ写真は町のオフィシャルマガジンに掲載しております。

なお、財源は中津市との定住自立圏協定により、特別交付税が措置されております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 88ページ、89ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 89ページ一番下の18節備品購入費で143万6,000円を使用しております。こちらは、トータルステーショントランシットとありますが、測量において、距離や角度を測る測量に必要不可欠なものを1台購入させていただいております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 90ページ、91ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 2目道路新設改良費13節委託料におきまして176万円の繰越明許を頂いております。こちらは、備考欄の一番下でございます、建設等調査委託料ということで、先ほど来説明をしております佐井川橋の補修事業費のうち、建物等の調査委託料176万円を令和3年度に工事と併せて繰り越した関係となっております。

その下、15節工事請負費でも9,082万2,000円の繰越明許を頂いております。こちらは、町道の新設改良工事費として2件、うちの2件繰り越しております。1つ目は、佐井川橋の補修事業として8,131万8,000円、もう1件は、狹隘道路事業小犬丸玄光院線950万4,000円、この2件を繰り越した関係となっております。

なお、令和2年度におきましては、町道の新設改良工事といたしまして、町内15か所を工事を行っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 92ページ、地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） すみません、88ページで。

88ページ、2目商工業振興費19節負担金補助及び交付金の上から4番目をお願いいたします。

プレミアム商品券発行事業等助成金1,994万4,461円です。これは商工会の行った商品券事業で、プレミアム分として町の負担した20%分です。

その2つ下の商品券換金負担金166万1,000円は、繰越し事業として非課税、子育て世帯向けの商品券事業で使用された額でございます。

なお、この節の不用額の主な内容は、売れ残った商品券214万4,000円と、その1つ下の事業者応援給付金6件分の105万5,614円に対する執行残294万4,000円でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 92ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 3目河川海岸費のうち、15節工事請負費でございます。今年度793万4,300円を執行させていただいています。町内の用排水路等の改良工事7か所を行ったものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 93ページ、94ページ、95ページ。福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 8款5項1目住宅管理費11節需用費で、予算額484万円に対しまして、支出済額351万8,828円、不用額が132万1,172円生じております。主な理由といたしましては、光熱水費と修繕料の実績が見込みより少なかったためでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 96ページ。建設課長。

○建設課長（和才 薫君） 一番下でございます。2目住宅建設費のうち13節委託料でございます。こちらで585万1,000円を繰越明許させていただいております。内容につきましては、備考の幸子団地の住戸改善等改修工事の管理業務委託費、これは440万円と、続いて次のページに移りまして、同じく幸子団地の設計変更委託料143万円、この2つについて、工事とともに令和3年度に繰り越したための金額となっております。

なお、令和3年度にも繰り越した事業、さらに令和3年度の事業分がありますが、今年度技術職員を採用した関係で、昨年度440万円ほどかかりました管理業務委託につきましては直営にて行う予定としております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 98ページ。危機管理室長。

○危機管理室長（友田 哲也君） 97ページをお願いします。

97ページの真ん中より少し下を御覧ください。19節のところの不用額72万4,000円について御説明いたします。

この分の主な内容としましては、消火栓工事費負担金になっております。例年2か所予算計上させていただいていますが、令和2年度につきましては1か所の設置となりましたので不用額が生じております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 98ページ、99ページ、100ページ、101ページ、102ページ、103ページ。教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 10款2項小学校費の予備費支出及び流用マイナス7万2,000円について説明します。

フォーユー会館に空気清浄機を2台設置する予定でありましたが、3台の購入が必要となり、

4項社会教育費4目フォーユー会館費で13万5,000円を流用しました。

また、1目学校管理費に計上の会計年度任用職員期末手当が予算不足となりましたため、予備費から6万3,000円充用いたしました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 104ページ、105ページ。教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 一番下にある1目学校管理費15節工事請負費の不用額1,739万190円について説明します。

校内LAN整備事業で不用額が1,738万9,890円ありました。理由は、国の基準の変更により各教室につなぐ通信配線のやり替えの必要がなくなったため、設計額が1,511万4,000円の減額となったこと、入札執行残が127万5,890円あったこと、突発的な改良のための予算100万円の支出がなかったことであります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 106ページ、107ページ。教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 一番上にあります2目教育振興費18節備品購入費の不用額67万2,760円について説明します。

備品購入費で不用額が39万6,000円ありました。理由は、GIGAスクール構想によるモバイルルーター100台の購入費の見積り入札による執行残が39万6,000円あったこと、教育用パソコン購入費の見積り入札による執行残が24万あったことであります。

続きまして、10款4項社会教育費の予備費支出及び流用14万1,000円について説明をします。

先ほど説明いたしましたように、4目フォーユー会館費で、フォーユー会館に空気清浄機を2台設置する予定でありましたが、3台の購入が必要となり、2項小学校費から13万5,000円を流用し、また2目公民館費計上の図書室配置の会計年度任用職員期末手当が予算不足となったため、予備費から6,000円を充用しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 108ページ。教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 一番下、19節負担金補助及び交付金の不用額71万720円について説明いたします。

理由は、コロナにより各種団体の活動が大幅に減ったことにより、予定より助成金支出額が減ったためであります。不用額の内訳は、子ども会育成連絡協議会助成金30万円、青少年育成町民会議助成金15万円、文化協会助成金25万円でありました。

なお、各種団体からの精算額が3月以降に提出されることから、減額補正の対応ができません

でした。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 109ページ、110ページ、111ページ、112ページ、113ページ、114ページ。教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 一番上に当たります1目保健体育総務費19節負担金補助及び交付金の不用額70万5,752円について説明いたします。

備考欄にあります、一番上ですね、体育協会助成金でコロナの影響により実施できなかった事業が多く45万円の不用額がありました。郡体育協会負担金でも同じ理由で25万2,752円の不用額がありました。

以上であります。

○議長（是石 利彦君） 114ページ、115ページ、116ページ、117ページまで。

以上で、執行部からの説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（是石 利彦君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、議案第41号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。

1ページ、2ページ、3ページ、4ページ。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。

歳入1ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この決算書に反映されています世帯数、そして、人数、例えば18歳以下の人数、それから、短期保険証と資格証明書の発行数をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） お答えいたします。

国民健康保険の世帯数につきましては、令和2年度は897世帯でございます。被保険者数につきましては、1,401世帯でございます。18歳以下の被保険者につきましては、手元に資料がございませんので、また確認いたしましてから御報告させていただきます。それと、資格証明の発行世帯ですが、1世帯、1人となっております。短期保険証につきましては36世帯、56人、うち18歳以下は5世帯で、8名となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 2ページ、3ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 3款1項1目の1節災害臨時特例補助金の説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） これにつきましては、新型コロナウイルス感染症による減免に対する財政措置でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページ。

歳出、10ページ、11ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 保険給付費に関連して、1人当たりの医療費は幾らでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） お答えいたします。

令和2年度の1人当たりの医療費につきましては、47万5,731円でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その額は、近年の推移から見てどういう状況なんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 昨年度に比べますと、7,786円の伸びでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 去年に比べたら伸びているということなんですけど、ずっと伸び続けているということでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 平成28年から29年にかけては減額になりましたが、平成30年度以降は毎年伸びております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 12ページ、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページ、18ページ、19ページ、20ページ。

歳出全般について、御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、実質収支に関する調書、21ページをお開きください。財産に関する調書、22ページ。

以上、決算書全般について。御質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほどの決算の概要の説明の中に、国民健康保険税の税も減少していますし、歳入総額に対する割合も下がっているんですが、今、人数をお聞きしたら去年に比べてたら減っていると思うんですが、そういうことに原因しているんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） やはり決算額が減っているということは、被保険者数が減っているということは特に大きな要因となっていると思います。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 税務課長。補足説明。

○税務課長（別府 真二君） 国民健康保険税に関して少しだけご説明いたします。

現年課税分は、先ほど保険者数の減少傾向ということもありましたが、コロナ減免額として、総額で525万6,700円を含め、前年度より810万5,166円が減少しておる状況です。調定額ベースですが減少している状況です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上、決算書全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第42号令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ページをおって質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページ。

続きまして、事項別明細書、1ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これについても今何人でしょうか。人数を教えてください。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） お答えいたします。

令和2年度の被保険者数につきましては1,093名となっております。うち65歳から74歳までの被保険者数は28名でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その中で、均等割の減免を受けていらっしゃる人数はどのくらいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 均等割の軽減を受けていらっしゃる人数につきましては、合計

人数でよろしいですか。それぞれの割合で。

○議員（8番 岸本加代子君） できればそれぞれで。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 2割軽減が127名、5割軽減が166名、7割軽減が253名、7.75割軽減が282名となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 歳入、1ページ、歳入、2ページ、3ページ、4ページまで。

歳入全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。

歳出5ページ、6ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 1人当たりの医療費、額をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 1人当たりの医療費につきましては、毎年、11月頃に前年度の医療費が出ますので、令和2年度については、現在、数値は出ていない状況でございます。

令和元年度につきましては、106万1,306円となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その額についても、推移としてはどうなのでしょう。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 平成30年度に比べますと、4万7,425円増えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 7ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

以上、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書、8ページ。

以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第43号令和2年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを

追って質疑を行います。

決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページ。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入、1ページ、2ページ、3ページまで。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、歳出に移ります。

歳出、4ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この決算に反映されている貸付状況をお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 貸付につきましては、令和2年度は、合計、大学7名、高校生1名、トータル8名、貸付金額は399万6,000円となっています。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） とても少ないと思うんですが、決算と関係ないので答えられないと言われるかもしれませんが、現在の貸付状況は多分改善されているんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） 条例のほうを改正して、借りやすい、借りる方が増えるという方向で改正しております。その結果ということで、決算とは関係ありませんが報告しておきます。

令和3年度につきましては、前年度、2年度が新規の貸付が3名であったところ、3年度につきましては、新規6名の貸付を行っております。それに基づきまして、先ほど示しました貸付継続の方も含めまして、貸付人数が大学生、高校生等を合わせまして11名、貸付金額が、今のところの数字でいきますと642万6,000円と、かなり条例改正の効果は表れると考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2款1項2目25節の積立金なんですけど、基金新規積立金ってあるんですけど、これはどういうものなんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 教務課長。

○教務課長（小原 弘光君） この新規積立金というのは、近年におきましては、毎年1,000万円以上の積み立てがあります。これにつきましては、歳入歳出収支で、あと、翌年度の資金繰り、一定期間、二、三か月期間の資金繰りができるものを残したところで基金のほうに積み立てるよ

うになっております。

これは、2年度の収支におきまして、1,300万円程度の基金を積み立てての、翌年度、3年度におきまして、当分の間の資金繰りが可能ということでこの金額を計上しております。

○議長（是石 利彦君） 歳出全般について御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、実質収支に関する調書、5ページ。

財産に関する調書、6ページ。

以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号令和2年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

水道事業会計決算書、1ページと2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、3ページと4ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入全般について質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に5ページ、重要な会計方針に係る事項に関する注記。

次に、損益計算書、6ページ。

剰余金計算書、7ページ、8ページ。

同じく7ページ、剰余金処分計算書（案）。

次に、貸借対照表、9ページ。

資産の部、10ページ資本の部まで。

以上、決算書全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） すみません。ちょっとどこで言っていないか分からなかったのです。

附属書類のですね、だから決算書は1ページの収益的収入及び支出のところになると思うんですが、附属書類で言えば9ページなんです、9ページの1款1項1目、原水及び浄水費のところの額が、前年度と比較するとかなり減っていたと思います。見てみると、大きな変化というのは修繕費になると思うんです。決してその前と比べても大きく減っているんで、この修繕費が前年度に抜本的な修繕がなされたのでこうなっているのかと思って。ちょっと確かめさせてください。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） お答えいたします。

水道事業費の支出、営業事業の中で、先ほど御質問がありましたとおり、修繕費が昨年と比べると大幅に減額になっております。これは令和元年度におきまして、幸子浄水場のろ過装置を抜本的に修繕をしたためであります。令和2年度においては、そういった大掛かりな修理等が発生しておりませんので、そこが大幅な減額となっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上、決算書全般について御質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） では、質疑なしと認めます。

次に、議案第45号令和2年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

下水道事業会計決算書、1ページと2ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収入全般について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、3ページと4ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 支出全般について御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 次に、5ページ、重要な会計方針に係る事項に関する注記。

次に、損益計算書、6ページ。

剰余金計算書、7ページ、8ページ。

同じく7ページ、剰余金処分計算書（案）。

次に、貸借対照表、9ページ。

資産の部、10ページ、資本の部まで。

以上、決算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第41号から議案第45号までの5議案は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

議案第42号令和2年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

議案第43号令和2年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、総務文教委員会へ。

議案第44号令和2年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

議案第45号令和2年度吉富町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、福祉産業建設委員会へ。

以上のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

日程第9 報告第5号 令和2年度吉富町健全化判断比率の報告について

○議長（是石 利彦君） 日程第9、報告第5号令和2年度吉富町健全化判断比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 報告第5号令和2年度吉富町健全化判断比率の報告についてです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和2年度吉富町健全化判断比率を別紙監査委員の意見をつけて報告いたします。

健全化判断比率の4つの比率について御報告いたします。

議案書 11 ページを御覧ください。

まず、表の①実質赤字比率につきましては、令和 2 年度が黒字決算となっており、算定されないという状況ですので、横棒で表示しております。早期健全化基準の 15.0%と比較すると、これを大きく下回っております。

次に、②連結実質赤字比率につきましても、令和 2 年度が黒字決算となっておりますので、算定されないという状況になりますので、同じく横棒で表示しております。早期健全化基準の 20.0%と比較すると、これを大きく下回っております。

次に、③実質公債費比率につきましては、令和 2 年度 8.0%となっておりまして、前年度より 0.5%の減でございます。早期健全化基準の 25.0%と比較いたしますと、これを大幅に下回っております。

最後に、④将来負担比率につきましては、令和 2 年度は将来負担額が充当可能財源等を上回ったため、5.5%と算定されましたが、昨年度より 9.7%の減となっておりますが、早期健全化基準の 350.0%と比較いたしますと、これを大幅に下回っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。是石監査委員。

○監査委員（是石 英俊君） 令和 2 年度吉富町健全化判断比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、令和 2 年度の財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。審査終了日は令和 3 年 8 月 26 日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類等を慎重に審査した結果、適正に作成され法令等に照らし財政規模の算出過程に誤りはなく正確であると認められました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値を大幅に下回っており良好であると認めました。

令和 3 年 8 月 31 日、吉富町監査委員矢岡匡、同是石英俊。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第 10、報告第 6 号 令和 2 年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（是石 利彦君） 日程第 10、報告第 6 号令和 2 年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、議案書の 13 ページをお願いいたします。

報告第6号令和2年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度吉富町水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足は発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけてその旨御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。是石監査委員。

○監査委員（是石 英俊君） 令和2年度吉富町水道事業会計経営健全化審査意見について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は令和3年8月26日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類など慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに照らし、財政規模の算定過程に誤りはなく正確であると認めました。詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており、良好であると認めました。

令和3年8月31日、吉富町監査委員矢岡匡、同是石英俊。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

日程第11. 報告第7号 令和2年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告について

○議長（是石 利彦君） 日程第11、報告第7号令和2年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 議案書の15ページをお願いいたします。

報告第7号令和2年度吉富町下水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和2年度吉富町下水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足は発生せず算定されませんでしたので、監査委員の意見をつけてその旨御報告いたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。是石監査委員。

○監査委員（是石 英俊君） 令和2年度吉富町下水道事業会計経営健全化審査意見について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、審査終了日は令和3年8月26日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに照らし、財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っており、良好であると認めました。

令和3年8月31日、吉富町監査委員矢岡匡、同是石英俊。

○議長（是石 利彦君） 以上で報告説明を終わります。

是石監査委員は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

日程第12. 議案第46号 令和3年度吉富町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第12、議案第46号令和3年度吉富町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第46号令和3年度吉富町一般会計補正予算（第4号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第13. 議案第47号 令和3年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第13、議案第47号令和3年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。

歳入、2ページ。

歳出、3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。

5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入、6ページ。

歳出、7ページまで。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この傷病手当金ですけれども、これはどういうものでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） お答えいたします。

これにつきましては、新型コロナウイルス感染症に感染し、または、感染が疑われ、療養のために業務に服することができなくなった被用者に対します休業補償でございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 何人分かということと、今の説明では濃厚接触者の方も入るといようなものだったと思うんですけれども、そうなのかということ。2回目なので、先日の全協の説明では誰がコロナにかかっているかというのは執行部のほうも名前は特定できないということだったんですけど、こういうところがありますというところで申請があった分なんでしょうか。その辺をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 人数に関しましては、現情報からの情報で、給与所得がある方につきましては約140名を見込んでおりまして、そのうちの予算につきましては5名分を見込んでおります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 質問で、申請かというのは。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 申しわけございません。申請でございます。

○議長（是石 利彦君） 歳出、7ページまで。

歳入歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） これは、そういうこと、要はコロナが感染が拡大されてこういうことがあるだろうというところで予算化されているということですよ。

それから、傷病手当が申請で、申請制限があるならば、そのお知らせというのはどういうふうにされるのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 方法につきましては、予算が議決された以降に広報等で十分お知らせをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 同じところなんですけど、例えば吉富町ってとても狭いし、人口も限られているんですよ。だけど、そういった該当をされた方が見落としたりとかして、そう

いったことがあるということを知らない場合もあるかと思うんです。

だから、町は分からなくても、お知らせをしてくださる保健所、ところにはわかると思うんですけれども、そこをお願いして、かかった方に、あるいは濃厚接触者の方にこういうのがありますということをお知らせしてもらおうというようなことはできませんか。どうでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（岩井 保子君） 現在のところは、そういうところまでは考えておりません。

○議長（是石 利彦君） ほかに予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第47号令和3年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第14. 議案第48号 令和3年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）について

て

○議長（是石 利彦君） 日程第14、議案第48号令和3年度吉富町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑を行います。

補正予算、1ページ。

補正予算実施計画、2ページ。

予定貸借対照表、3ページ、4ページ。

補正予算明細書、5ページ。

給与費明細書、6ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第48号令和3年度吉富町下水道

事業会計補正予算（第2号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第15. 議案第49号 教育委員会委員の任命について

○議長（是石 利彦君） 日程第15、議案第49号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書20ページをお願いいたします。

議案第49号教育委員会委員の任命について。

本町教育委員会委員に次の者を任命したいので同意を求めます。

住所、吉富町大字楡生1番地の6、氏名、一木剛、昭和29年11月27日生まれ。

令和3年9月30日をもって任期が満了する守口薫氏の後任として一木剛氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、町議会の同意を求めます。

一木さんは、現在66歳で、福岡教育大学特別教員養成課程を卒業され、中間市立の中学校教諭を振り出しに、昭和59年度からは行橋市内の中学校に数学の教員として勤務され、教諭として20年余り、管理職としても長く、特に生徒指導の力量は高く評価され、学校経営に御尽力されてこられました。

中でも、福岡県立育徳館中学校設立に携われ、設立後も教頭として軌道に乗せる重責を担われました。

その後、行橋市内の中学校校長として3校を歴任され、その間には京築地区の生徒指導に関する会長も務められております。

退職後は、豊前市教育支援センター室長及び豊前市教育相談室長として現在も務められ、主に不登校児童生徒の相談、指導に当たっておられます。

お人柄はもちろん、これまでの経歴、力量等も申し分なく、本町教育委員会委員として適任であると考えております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項

の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第49号教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第16. 議案第50号 京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更について

○議長（是石 利彦君） 日程第16、議案第50号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 御説明いたします。議案書21ページをお願いいたします。

京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和4年3月31日を限り、京築広域市町村圏事務組合から行橋市及び京都郡苅田町を脱退させ、令和4年4月1日から京築広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更する。

理由、事務の効率化等を図るために、行橋京都メディカルセンターに関する事務を関係団体が新設する一部事務組合で共同処理することに伴い、行橋市及び京都郡苅田町が京築広域市町村圏事務組合を脱退することから、必要な規約の変更に関して関係団体と協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書22ページをお願いいたします。併せて、附属資料の11ページ、新旧対照表も御覧いただきたいと思えます。

京築広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約、京築広域市町村圏事務組合規約（昭和45年10月31日許可）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。第2条は、組合を組織する地方公共団体を定めるものでございます。行橋市及び苅田町が組合を脱退するため、第2条の全部を改めるものでございます。

第3条を次のように改める。第3条は、共同で処理する事務を定めるものでございます。行橋京都メディカルセンターに関する事務を、行橋市、苅田町、みやこ町が新設、新たに設置する一部事務組合で共同処理するため、第3条の全部を改めるものでございます。

第4条は、事務所の位置を定めるものでございます。事務所の位置を京築広域圏消防本部のある豊前市大字荒堀525番地1に改めるものでございます。

第5条は、組合議会の組織及び議員の選出方法を規定するものでございます。行橋市、苅田町が脱退したことに伴い、第1項で議員定数を10人減少し、第2項で組織する市町の議員数を定めるものです。脱退しなかった市町の議員数の変更はございません。第3項は、欠員が生じた際に補充する主体を市町から市町の議会に改めるものでございます。

第8条は、執行機関の組織等を定めるものでございます。共同で書する事務が消防に関する事務の1つだけになったため、副組合長を1名に減少するものでございます。

第9条は、監査委員について定めるものです。共同で処理する事務が1つとなったため、第1項で監査委員総数を3名から2名に減少し、第2項でその減少する監査委員は執権を有する監査委員1名と定めるものです。第3項の改正は字句の改正でございます。

付則、この規約は令和4年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号京築広域市町村圏事務組合を組織する市町村数の減少及び京築広域市町村圏事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

**日程第17. 議案第51号 京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の
脱退に伴う財産処分について**

○議長（是石 利彦君） 日程第17、議案第51号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○統括課長兼未来まちづくり課長（守口 英伸君） 御説明いたします。議案書23ページをお願いします。

京築広域市町村圏事務組合から行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分について。

地方自治法第286条第1項の規定により、行橋市及び京都郡苅田町が京築広域市町村圏事務組合から脱退することに伴う財産処分について、別紙のとおり、関係市町と協議の上、定める。

理由、行橋京都メディカルセンターに関する事務を関係団体が新設する一部事務組合で共同処理することを目的として、行橋市及び京都郡苅田町が京築広域市町村圏事務組合を脱退することに伴う財産処分について、関係市町と協議の上、定めることについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

24ページをお願いいたします。

財産処分に関する協議書。

地方自治法第289条の規定により、行橋市及び京都郡苅田町の京築広域市町村圏事務組合からの脱退に伴う財産処分について、次の通り定める。

京築広域市町村圏事務組合の所有する財産のうち、別紙に記載するものは、行橋市、京都郡苅田町及び同郡みやこ町が新たに設立する行橋京都メディカルセンターの事務にかかわる一部事務組合（以下、新組合という）に帰属させる。

25ページをお願いいたします。

1、公有財産、土地及び建物でございます。

メディカルセンターは、京都医師会の敷地内にありますので、土地の所有はございません。建

物のみです。

その下の行橋京都児童発達訓練センターは、以前は広域圏の事業として実施していましたが、現在は、行橋市、苅田町、みやこ町で共同運営をしております。訓練センターの土地建物はメディカルセンターの敷地内にあり、広域圏事務組合の所有となっております。3市町からは、光熱水費の負担を現在負担してもらっています。

この公有財産の土地及び建物を、新たに設立する一部事務組合に帰属させるものでございます。

2番目、基金でございます。

基金は2つございます。財政調整基金、メディカルセンター特別会計と、財政調整基金、一般会計です。ここに記載している基金残高は、令和元年度末の基金残高です。実際に帰属させる額は令和3年度決算の額となります。

財政調整基金、メディカルセンター特別会計については、令和3年度決算額をそのまま新組合に帰属させます。

財政調整基金、一般会計については、令和3年度決算の額を、京築広域圏事務組規約第11条第2項の分担金割合に応じ、行橋市及び苅田町分について、算定した金額を新組合に帰属させます。分担金割合は、均等割30%、人口割70%です。行橋市と苅田町が人口が多いため、計算をすると半分強の額を新組合に帰属させるということになります。

3、一般会計に係る剰余金です。

令和3年度決算額に基づく剰余金を分担割合、均等割30%、人口割70%で算定した行橋市と苅田町分を新組合に帰属させます。例年100万円弱の剰余金がございますが、行橋市と苅田町は人口が多いため、半分強の額を新組合に帰属させるということになります。

26ページをお願いいたします。

4、物品。1件当たり10万円以上のものでございます。

ア、行橋京都メディカルセンター関係の物品。イ、事務局関係の物品と記載しておりますが、この物品を新組合に帰属させるということでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議、お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号京築広域市町村圏事務組合からの行橋市及び京都郡苅田町の脱退に伴う財産処分については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後1時55分散会
